

日立市選挙管理委員会告示第1号

日立市条例改廃請求者署名簿の有効署名の総数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和6年12月20日から同年12月26日までの7日間、日立市条例改廃請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、有効署名の効力を確定し、有効署名の総数を下記のとおり告示する。

令和7年1月6日

日立市選挙管理委員会

委員長 藤咲 康二

記

有効署名の総数 5,403人

以上